

成田市公共工事に要する経費の前金払等取扱要領

(総則)

第1条 この要綱は、成田市が発注する公共工事(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和 27 年法律第 184 号。以下「法」という。))第2条第1項に規定する公共工事をいう。)に要する経費の前金払及び既にした前金払に追加してする前金払(以下「中間前金払」という。))の取扱いに関し、成田市財務規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(前払金の支払基準等)

第2条 公共工事の前金払は、次表左欄に掲げる区分により行うものとし、前払金の割合及び充当することができる経費は、それぞれ同表中欄及び右欄に掲げるとおりとする。

区分	割合	充当経費
(工事) 1件の予定価格が 500 万円以上の土木建築に関する工事(土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。)	請負代金額の 4割以内。	当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(当該工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費。
(設計又は調査) 1件の予定価格が 500 万円以上の土木建築に関する工事の設計又は調査。	請負代金額の 3割以内。	当該設計又は調査の材料費、労務費、外注費、機械購入費(当該設計又は調査において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費。
(測量) 1件の予定価格が 500 万円以上の測量。	請負代金額の 3割以内。	当該測量の材料費、労務費、外注費、機械器具の賃借料、機械購入費(当該測量において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、交通通信費、支払運賃、修繕費及び保証料に相当する額として必要な経費。
(機械類の製造) ア 予定価格が 3,000 万円以上で、納入までに3か月以上の期間を要する土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類(本項中「工事用機械類」という。))の製造。 イ 当該請負契約中に単価 1,000 万円以上で納入までに3か月以上の期間を要する工事用機械類の製造を含む製造。	請負代金額の 3割以内。	当該工事用機械類の製造に必要な経費。

2 公共工事の中間前金払は、次の(1)から(3)のすべてに該当する工事のうち、次表左欄に掲げるものについて行うものとし、中間前払金の割合及び充当することができる経費は、それぞれ同表中欄及び右欄に掲げるとおりとする。

(1)工期の2分の1を経過していること。

(2)工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

(3)既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の2分の1以上の額に相当するものであること。

区分	割合	充当経費
1件の予定価格が 500 万円以上の土木建築に関する工事(土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。)	請負代金額の 2 割以内。 ただし、中間前払金を支出した後の前払金の合計額が請負代金額の6割を超えてはならないものとする。	当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(当該工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に相当する額として必要な経費。

(保証契約の締結)

第3条 前金払又は中間前金払をしようとするときは、相手方をして、法第2条第4項に規定する保証事業会社との公共工事の完成時期を保証期限とした、同条第5項に規定する保証契約を締結しなければならない。

(公共工事の内容の変更に伴う前払金の増減)

第4条 公共工事の内容の変更その他の理由により、著しく請負代金を増額した場合は、増額後の請負代金額に第2条に規定する割合に乗じて得た額から受領済の前払金額を差し引いた額に相当する額以内で、前払金額を増額することができる。

2 公共工事の内容の変更その他の理由により、請負代金額を減額した場合において、受領済の前払金額が減額後の請負代金額の 10 分の5(中間前払金の支払を受けているときは 10 分の6、設計又は調査若しくは測量又は工事用機械類の製造の請負契約にあっては 10 分の4)を超えるときは、当該超過額を返還させるものとする。ただし、超過額が相当の額に達し、これを返還させることが前払金の使用状況からみて著しく不適當であると認められるときは、この限りでない。

(保証契約の変更)

第5条 前条第1項の規定により支払済の前払金に追加して更に前金払をしようとするときには、相手方をして、変更後の保証契約を締結しなければならない。

2 会計年度が 2 か年以上にわたる事業(以下「継続事業」という。)については、前会計年度末における出来高額が、前会計年度末までの出来高予定額に達するまで前金払の保証期限を延長しなければならない。

(中間前払金の認定)

第6条 受注者が中間前金払を受けようとするときは、中間前金払に係る認定請求書(別記第1号様式)(以下「認定請求書」という。)を市長に提出しなければならない。また、認定請求書には成田市建設工事請負契約約款(以下「契約約款」という。)第11条の規定による工事履行報告書、工程表及び全景写真(以下「認定資料」という。)を添付しなければならない。

- 2 事業担当課は、受注者から認定請求書が提出されたときは、第2条第2項に掲げる要件のすべてに該当するものであるかどうか認定する。
- 3 事業担当課は、前項の認定にあたりその進捗額について認定しようとするときは、認定資料により行うこととする。この場合において、工事現場等に搬入された検査済の材料等があるときは、その額を認定資料の出来高に加算し、進捗額として認定することができる。
- 4 事業担当課は、前2項による認定の結果、妥当と認めるときは、認定請求書が提出された日から7日以内に認定調書(別記第2号様式)を2部作成し、1部を受注者に交付し、他の1部を保管するものとする。

(前払金の表示)

第7条 前払金及び中間前払金の有無は、入札公告又は入札通知(随意契約にあたっては見積通知)にこれを表示する。

(中間前金払と部分払の選択)

第8条 中間前金払及び部分払の対象となる建設工事の受注者は、契約締結時に中間前金払と部分払のいずれかを選択することとし、「中間前金払と部分払の選択に係る届出書」(別記第3号様式)を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の選択については、その後において変更することはできない。
- 3 中間前金払をした工事については、部分払は行わないものとする。ただし、継続事業に基づく契約にあつては、当該会計年度末において、部分払をすることができる。

(継続事業に基づく契約における前金払)

第9条 継続事業に基づく契約における前金払は、第2条の規定にかかわらず、各会計年度の出来高予定額(前会計年度における工事の出来形部分に相応する請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、前会計年度の出来高予定額を超えた額を控除した額。以下同じ。)に対して行う。この場合において、次表の左欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げる字句は、それぞれ当該右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	請負代金額	各会計年度の出来高予定額
第2条 第2項	工期の2分の1	当該会計年度の工事実施期間の2分の1
	請負代金の額の2分の1	当該会計年度の出来高予定額の2分の1
	請負代金額の2割以内	各会計年度の出来高予定額の2割以内
第3条	公共工事の完成時期	公共工事の完成時期(最終会計年度以外の会計年度にあつては、当該会計年度の末日)
第4条	請負代金額	各会計年度の出来高予定額

(義務違反等による前払金の返還)

第10条 前金払又は中間前金払を受けた者が、次の各号の一に該当するときは、前払金又は中間前払金の全部又は一部を返還させるものとする。

(1)前払金又は中間前払金を当該工事等以外の目的に使用したとき。

(2)当該工事等の契約が解除されたとき。

(3)契約義務を履行しないとき。

2 前項の場合、必要と認めるときは、相当額の利息を付することができる。

(前払金の申請)

第11条 受注者が前金払を受けようとするときは、前払金申請書(別記第4号様式)(以下「前払金申請書」という。)及び第3条の規定に基づき締結した保証契約に係る保証証書(以下「保証証書」という。)を契約日から1ヶ月以内に市長に提出しなければならない。ただし、継続事業に基づく契約における前金払を受けようとするときは、前払金申請書及び保証証書を各会計年度において前金払を受けることができる日から1ヵ月以内に市長に提出しなければならない。

2 受注者が中間前金払を受けようとするときは、前払金申請書及び保証証書を市長に提出しなければならない。

3 継続事業に基づく契約については、前会計年度末までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金を申請することができない。

(前払金の決定)

第12条 市長は、前条の申請書を受理したときは、当該申請書の内容を審査し、前払金又は中間前払金の額を決定し、受注者に前払金決定通知書(別記第5号様式)を交付するものとする。

(前払金の請求)

第13条 前条の規定により前払金決定通知書(別記第5号様式)の交付を受けたものは、前払金請求書(別記第6号様式)を提出しなければならない。

(前払金の支払い時期)

第14条 前払金及び中間前払金の支払い時期は、前条の請求を受けた日から14日以内とする。

(端数計算)

第15条 この要領に基づき前金払又は中間前金払する場合における前払金又は中間前払金の金額に1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(「成田市低入札価格調査制度実施要綱」第7条に規定する低入札価格調査を受けた者との契約における前金払)

第16条 「成田市低入札価格調査制度実施要綱」第7条に規定する低入札価格調査を受けた者との契約における前金払について、第2条表中「4割」を「2割」に読み替えて取扱うものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は, 平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(成田市公共工事の前払い金に関する取扱要領の廃止)

- 2 成田市公共工事の前払い金に関する取扱要領(平成元年4月1日制定)は, 廃止する。

(経過措置)

- 3 この要領の規定は, 平成 27 年 4 月 1 日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し, 同日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については, なお従前の例による。

(特例措置の適用について)※平成28年7月1日施行

- 4 第2条第1項表において, 左欄に掲げる区分(工事)の前払金に充当することができる経費は, 平成28年4月1日以降に, 新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で, 前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き, この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。

(平成30年4月13日一部改正)

附 則

- 1 この要領は, 平成30年 4 月 1 日以降に前払金の請求があった工事等について適用する。

(平成31年4月9日一部改正)

附 則

- 1 この要領は, 平成31年 4 月 1 日以降に前払金の請求があった工事等について適用する。

(令和2年4月13日一部改正)

附 則

- 1 この要領は, 令和2年 4 月 1 日以降に前払金の請求があった工事等について適用する。

(令和 3 年4月5日一部改正)

附 則

- 1 この要領は, 令和3年 4 月 1 日以降に前払金の請求があった工事等について適用する。

(令和 4 年4月5日一部改正)

附 則

- 1 この要領は, 令和 4 年 4 月 1 日以降に前払金の請求があった工事等について適用する。

(令和5年4月7日一部改正)

附 則

- 1 この要領は, 令和5年 4 月 1 日以降に前払金の請求があった工事等について適用する。

(令和6年4月8日一部改正)

附 則

- 1 この要領は, 令和6年 4 月 1 日以降に前払金の請求があった工事等について適用する。

(令和 7 年 4 月 7 日一部改正)

附 則

- 1 この要領は, 令和 7 年 4 月 1 日以降に前払金の請求があった工事等について適用する。

別記

第1号様式（第6条第1項）

認定請求書

工 事 名				
工 事 場 所				
契約年月日	年	月	日	
工 期	自	年	月	日
	至	年	月	日
請負代金額	円			
摘 要				
上記の工事について、中間前金払の支払を請求したいので、要件を具備していることを認定されたく請求します。 年 月 日 受注者 所在地又は住所 商号又は名称 代表者職氏名 印 （あて先）成田市長				

（注）添付書類（工事履行報告書、工程表、全景写真）

別記

第2号様式（第6条第4項）

認定調書

受注者	
工事名	
工事場所	
契約年月日	年 月 日
工期	自 年 月 日 至 年 月 日
請負代金額	円
摘要	

上記の工事について、その進捗を調査したところ、中間前金払をすることができる要件を具備していることを認定する。

年 月 日

成田市長 印

（注）「摘要」欄には参考までに下記の状況を記載すること。

- 1 予定工程どおりの進捗状況であるか。
- 2 工期の2分の1を経過しているか。
- 3 出来高が50%以上であるか。

別記

第3号様式（第8条第1項）

中間前金払と部分払の選択に係る届出書

年 月 日

（あて先）成田市長

所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名

印

下記に掲げる工事については、（中間前金払・部分払）を選択したいので、届け出ます。

記

1 工 事 名

2 工事場所

3 落 札 額

4 工事期間 自 年 月 日
 至 年 月 日

別記

第4号様式（第11条第1項、同条第2項）

前払金申請書

年 月 日

（あて先）成 田 市 長

受注者 所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名

印

下記のとおり ☐ 前払金 ☐ 中間前払金 を申請します。

記

申 請 額	円		
工事（委託）名			
工事（委託）場所			
契 約 年 月 日	年	月	日
工 期 （ 履 行 期 間 ）	自 年 月 日 至 年 月 日		
請 負 代 金 額 （ 業 務 委 託 料 ）	円		

（注）添付書類（保証証書）

別記

第5号様式（第12条第1項）

前払金決定通知書

成田市指令第 号の
年 月 日

様

成田市長 小 泉 一 成

年 月 日付で申請のありました ☐ 前払金 ☐ 中間前払金
については、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 決 定 額 金 円

2 工事（委託）名

3 工事（委託）場所

4 契 約 年 月 日 年 月 日

5 請 負 代 金 額 金 円
（業務委託料）

別記

第6号様式（第13条第1項）

前払金請求書

年 月 日

（あて先）成 田 市 長

受注者 所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名

印

下記のとおり ☐ 前払金 ☐ 中間前払金 を請求いたします。

金 _____ 円

1 工事（委託）名

2 工事（委託）場所

3 契約年月日 年 月 日

4 請負代金額 円
（委託料）

振込先	金融機関・店舗名	預金種目	口座番号

口座名義人（漢字・フリガナ）